

令和7年6月吉日

上条町内会

会長 太田

環境安全部

回覧

環境美化 町内清掃のお知らせ

平素は町内会活動にご協力を頂きありがとうございます。
令和7年度 第一回目の環境美化、町内清掃を実施する事となりました。
各ご家庭、1名以上のご協力をお願い申し上げます。

記

- 1.日時 令和7年7月6日（日） AM8時～
- 2.場所 ご自宅前、周辺 及び組内一帯
- 3.清掃内容 公道上、その他清掃必要箇所のゴミ回収・草取り

手袋、ほうき、草取りの道具等は各ご家庭にてご準備をお願いします

U字溝のフタを開ける道具が必要な場合、6月22日迄に各組長まで申し出て下さい

ゴミ袋、土のう袋は各組長が当日準備します

当日に回収したゴミ袋、土のう袋は資源ごみ回収場所までお持ち下さい
終了次第、順次解散にてお願い致します

回 覧

令和 7 年 6 月

上条町内各位

上条コミュニティ推進委員会

委員長 太田 ■■■

文化部

上条盆踊り大会のお知らせ

日頃はコミュニティ活動にご協力くださいまして、誠にありがとうございます。
さて、恒例となりました上条盆踊り大会を、下記のとおり開催致しますので、皆様多数ご参加頂きますようよろしくお願い致します。

記

日時:7月26 日(土) 午後6時30分～午後9時

雨天予備日:7月27 日(日)

*今年度は一日のみの開催です。

場所:上条公園

回覧

令和7年5月15日

市政推進委員各位

清須市文化協会
会長 富田 友一
(公印省略)

盆踊り講習会の開催について（ご案内）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろは、当文化協会に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当文化協会主催によります「盆踊り講習会」を下記のとおり開催しますので、参加を希望されるご町内は、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、特に申込みの必要はございませんので、よろしく願いいたします。

※ 必要に応じて各町内会へ周知をお願いします

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 日 時 | 7月3日（木）午後7時～午後9時 |
| 2. 場 所 | アルコ清洲2階メインホール |
| 3. 参加人数 | 特に制限なし |
| 4. 対 象 | 清須市内在住・在勤者 |
| 5. 練 習 曲 | ① 清須音頭 ② 郡上節（かわさき） ③ 炭坑節
④ ソーラン節 ⑤ 河内おとこ節 ⑥ ダンシングヒーロー |
| 6. そ の 他 | (1) 駐車場に限りがございますので、車でお越しの際は、できるだけ乗り合わせでお願いいたします。
(2) 会場は体育館ですので、上履き又は素足でお願いします。
(3) テキストはありません。 |

【連絡先】清須市文化協会事務局 柴垣・葛西・高木
(清須市教育委員会事務局教育部生涯学習課内)

TEL 052-400-2911 (代表)

E-mail : shogaigakushu@city.kiyosu.lg.jp

上条町内会の皆さま

地域の美化・安全のために

日頃より、資源回収、町内会行事に、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

先月の資源回収の際（一部は以前より）
不法投棄が見つかりました。

ほとんどの方が、ルールを守り、キレイに出していただいているに、一部のルールを守れない人がいることで、資源ごみ置き場が荒れ、資源ごみが出しづらい状況となっております、大変に申し訳ありません。



不法投棄は、以下のように刑事罰の対象となる犯罪です

不法投棄者を見つけたら、服装や身長・体格などの特徴や、移動手段（徒歩・自転車・車など）、逃げた方向、車の場合は、車のナンバーを覚えて、警察へ通報してください。



110番は、緊急用のため、
西枇杷島警察署 052-501-0110 へ通報をお願い致します。

●廃棄物処理法 第25条 1項

不法投棄は、5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金
または併科（懲役と罰金両方）
未遂の場合も罰せられます（廃棄物処理法 第25条 2項）

●道路法 第43条・102条

道路に不法投棄して交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある
行為をした場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金

不法投棄者は、危険物を持っている可能性もありますので

見かけても、直接、声をかけたり注意せず

西枇杷島警察署 052-501-0110 へ通報してください